

街づくりなごや

●平成26年8月29日発行
●名古屋市建築協定連絡協議会
●事務局／名古屋市住宅都市局建築指導課内
〒460-8508名古屋市中区三の丸3-1-1

建築協定 第23号

第十九回 名古屋市建築協定連絡協議会総会を開催

平成二十六年五月二十四日（土）、アイリス愛知において、名古屋市建築協定連絡協議会平成二十六年（第十九回）総会を開催し、二十六地区の出席がありました。

第一部では、活動報告として、「平成二十五年連絡協議会の活動報告」がなされました。また、第一号議案「平成二十六年連絡協議会の活動計画（案）」、第二号議案「平成二十六・二十七年連絡協議会役員改選（案）」について、審議が行われ、原案どおり議決されました。

第二部では、名古屋市消防局防災・危機管理部震災対策推進室減災推進係の加藤二敬氏と、名古屋市住宅都市局都市整備部耐震化支援室の鈴木信嗣氏をお迎えして「南海トラフ巨大地震の被害想定と耐震対策」をテーマにご講演頂きました。

「建築協定の維持増進」

建築協定連絡協議会会長 鬼頭國二



私どもの連絡協議会は平成八年に発足しております。昨年度は新しく二地区が協定を結ばれ、現在四十二地区の協定地区があります。今まで皆様方が協定の維持発展のために協力いただいたこと、歴代の執行役員の皆様のご尽力と名古屋市のご支援に対し厚く御礼申し上げます。連絡協議会は建築協定を維持発展していくことを基本とし、そして協定の普及・啓発を行うことを目的としています。昨年の協議会活動はこの

ような趣旨に基づいて行われてきました。勉強会、全地区委員長会議では協定運営についてパネルディスカッションやグループディスカッションを行いました。これらの会合を通じて協定についての有意義な情報交換、研修ができたかと思えます。また昨年は特に活動の中で、事前協議をきちんと実施すること、建築協定適合確認書の発行推進することを重点的に活動してきました。これらにより効果的に建築協定の維持増進を行ってきたいと思えます。

執行部の運営については皆様のご意見、ご要望を充分取り入れ、有効的な協議会の運営を行っていきたくと思っています。アンケートは、その都度、役員会で取り上げていきますので、建設的な意見をどんどん出していただいで協議会の運営に役立てたいと思えます。積極的なご提言、ご要望をおよせくださるようお願いいたします。

「建築協定制度」

名古屋市建築指導部長 戸崎 智文

建築協定という制度は建築基準法で決められた制度でございます。皆様方、ご自身で運営なさっておりますので、この制度の内容はよくご存じかとは思いますが、この制度は、地区の皆様方ご自身の手で地区の考えをまとめて、建築協定というルールを作っていたとき、私も名古屋市が認可をいたします。そのあとの運用も皆様方ご自身でやっていたことで、皆様のご努力で名古屋市の街づくりに大きく貢献していただいているわけでございます。この点にしましてまず御礼申し上げます。建築協定についてその歴史をほんの少しだけ紹介させていただきますと、条例を名古屋市が作り出したのが昭和五十二年の十二月に

なります。翌年の昭和五十三年の八月に協定の第一号を認可しております。第一号は「緑黒石台住宅地区」でございますが、この地区は協定の期限がすでに終了しておりますので、現在も続いている協定の中で一番長いものは、認可第二号の守山区の「小幡稲荷前団地」と第三号の中川区の「なかのタウンハウス」の二地区で、同じ昭和五十四年の三月に認可を受けております。数日の差があり、第二号と第三号となっておりますが、現在の協定の中では、この二地区が一番歴史ある協定の地区ということになっております。

それから三十年以上経まして、昨年度は千種区の「桐林地区」と昭和区の「御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区」の二つの地区を認可させていただきました。この二つを合わせましてこれまで合計で五十九地区認可いたしました。中には協定の期限が終了しているところもございまして、現在継続中のところは四十二地区でございます。



皆様方には今後の協定をしっかりと運営していただくことをお願いするとともに、協定の制度をなるべく市民の方に活用していただきたいと思っておりますので、もし機会がありましたら、協定のPRもやっていただければというところをお願いいたします。

南海トラフ巨大地震の被害想定と耐震対策

名古屋市の被害想定について

名古屋市の被害想定について
名古屋市の被害想定について
名古屋市の被害想定について

南海トラフ巨大地震の本市独自の被害想定が昨年度末に公表されました。その内容に関してご説明したいと思います。

被害想定の前に、被害予測調査を実施しておりますが、地震の予測は現在の科学的知見では困難ということになっていきます。そこで、起こりうる地震で最大のものという考え方で、名古屋市では、『過去の地震を考慮した最大クラス』と『あらゆる可能性を考慮した最大クラス』の二つの地震を想定して被害想定を算出しています。

一つ目の『過去の地震を考慮した最大クラス』は南海トラフ沿いの宝永地震、安政東海・安政南海地震、昭和東南海、昭和南海地震など五つの地震を参考にし、最大クラスとなる地震を想定して被害を計算しております。過去の五つの地震を重ね合わせた架空のモデルになっていきます。

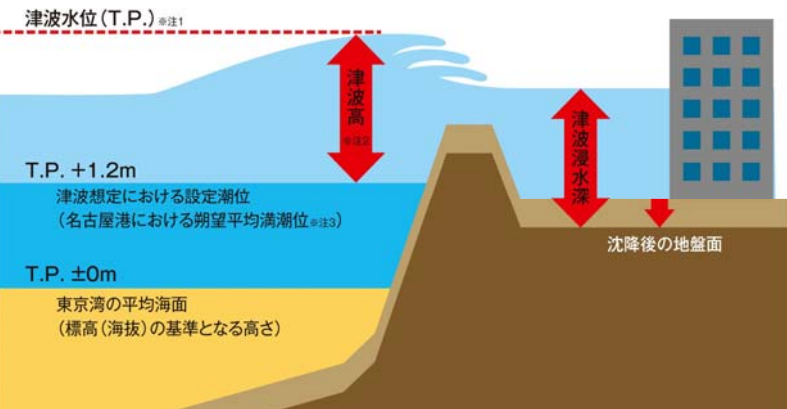
二つ目の『あらゆる可能性を考慮した最大クラス』の地震は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低いですが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として現時点で考えられる最大クラスの地震・津波を想定したものです。

内閣府でも被害想定をしています。名古屋市の被害想定とは異なります。違いは名古屋市では地形や堤防のデータを詳細に反映している点です。内閣府ではデータのメッシュ格子の大きさが一辺二五〇mの四角としていますが、名古屋市は五〇mの四角として

いますので名古屋の方がより細かいデータで計算をしています。

津波についても同様で、内閣府は一〇mのところを名古屋市では五mで計算をしています。津波の到達時間の考え方については、内閣府は一mの津波が何分後に来るかということでは、内閣府は三〇cmの津波が何分後に来るかとしています。理由としては、三〇cmの津波が来ても過去に死者が出たというデータがありますので、三〇cmのことも記載することによって避難行動に役立っていたかどうかということ、被害想定の方として採用しています。より信頼性が高い情報として今後の防災対策に役立てていきたいとの考えです。

今回の津波想定では、『あらゆる可能性を考慮した最大クラス』の地震の時に三m程度浸水する地域もあると結果が出ており、津波の継続時間は十二時間と想定されています。

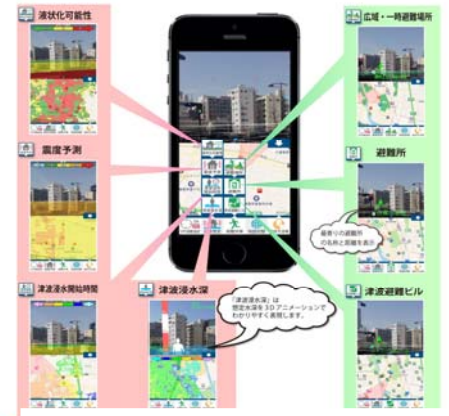


被害の対策効果ということで、実際に被害が出るといふことだけでなく、防災対策を講じた時にその被害がどうなるかということも併せて計算しています。人的被害については、『あらゆる可能性を考慮した最大クラス』の地震において死者六七〇〇人の被害が想定されますが、百分対策を講じると、対策後は死者一五〇〇人まで被害を減少させることができるという計算結果があります。従いまして、建物の耐震化や家具の転倒防止を準備することが、地震に対する備えとして重要になってくるということになります。

これらの情報を詳しく掲載しております。地震ハザードマップというものを、三月に名古屋市内の各戸に配布させていただいております。

また、被害想定の結果を皆さんに知っていただくために、スマートフォン用のアプリを開発しております。現在地GPSと連動させておりますので、現在地の震度予測、津波浸水深、液状化の可能性の他、避難所や津波避難ビルを掲載して、よりリアルに感じただけだと思います。ぜひご利用していただきたいと思っております。





Android

i-phone

取り組みもう！今すぐ耐震対策

名古屋市住宅都市局都市整備部耐震化支援室

室長 鈴木 信嗣氏

前半の名古屋市の被害想定テーマに引き続き、ここからは大地震にどのように備えたらよいかということとをテーマにお話させていただきます。大きく分けて地震を知る、建物の強さを知る、最後に地震に備えるという話題で話をさせていただきます。

まずは「地震を知る」についてですが、名古屋の市民の皆さんは地震に対する危機感が全くないということとを大学の建築、地震関係の先生方に言われています。私も含めまして、名古屋の人は震度五以上の地震を問の当たりにしたことがないので、地震の怖さを知るといふことから始めなくてはならないのです。

先ほど消防局から話がありましたようにあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震が発生した場合、市内では震度六強から七の震度が想定されています。そのような大地震が発生した場合、耐震対策が施されていない建築物は倒壊の危険性があるのです。しかし、建物の耐震化率を高める、家具固定などの転倒落下防止対策等の事前対策を進めれば確実に被害は減らすことができるのです。

また、自助共助ということがいわれておりまして、まずは、自分の身を守れば周りの人も助けることができる。次に自分のまちは自分で守ることがあります。阪神淡路大震災の時には自治体、自衛隊などの行政は消火救助に行くのは時間がかかり、ほとんどの人は地元の人に助けられたという事実があります。自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るといふことが重要になってくるのです。

「建物の強さを知る」ということも大切です。建築基準法の耐震規定は、大きな地震が起こる度に改正されています。昭和五十三年に宮城県沖の地震がありまして、昭和五十六年六月一日に建築基準法が改正され、耐震基準が見直されています。改正前の住宅については耐震性に問題があるといわれており、耐震診断を受けて耐震性を確認することが大切になります。阪神淡路大震災のときの被害状況では旧耐震基準と新耐震基準とで、被害状況にだいぶ差があるという結果がでており、旧耐震基準の昭和五十六年以前のものにつきましては大破した建物の割合が多かったのです。

また、阪神淡路大震災の死亡の原因としては、約八割の方が窒息・圧死であったといわれ、その原因は家屋の倒壊や家具などの転倒によるものでした。強い地震の時には逃げるといふような避難行動はできなく、その場で動けないのが現実です。短時間で倒壊してしまうことを避けるためにも、建物の耐震化、家具等の転倒を防止することが極めて重要だといふことがいえます。

続きまして、「地震に備える」ことについての話をさせていただきます。建物を耐震化する方法としては建物を除却する、建



替える、改修するなどの手段があります。一番いいのは建物をなくして新たに建て替えることですが、これは非常に多くのお金がかかります。建物の改修は比較すると安く行えるのが特徴です。

耐震化支援室ではいろいろな助成制度を実施しています。例えば、無料の耐震診断があります。

こちらは申し込み手続きをさせていただくと名古屋市から建築士を派遣して、実際に建物の調査を行い耐震性があるかどうかの診断を行うものです。旧耐震の建物にお住みの方には是非受けていただきたいものです。耐震診断で耐震性がないということになると耐震改修の補助制度というものもあります。これは名古屋市が耐震改修の費用を半分負担するもので、最大九十万円までの助成ができます。

最後に地域ぐるみの耐震化促進支援事業というものもありますので紹介させていただきます。

耐震化の促進は、建築物の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことも大切な課題なのです。市では地域の防災意識を高め民間住宅の耐震化を促進するために地域団体等が主体的に行う地震対策の取り組みに対して活動費用の補助などの支援を行っております。大学の教授など専門家に話を聞きたいといふことであれば耐震化支援室で紹介を行っておりますので、是非ご利用いただければと思います。



お知らせ

■協定の現況(平成二十六年六月末現在)

地区 四十二地区
協定者 約五九七〇人
面積 約百二十九万㎡
(全市域の約〇・四〇%)

■協定地区の紹介

(平成二十五年七月～平成二十六年六月分)

○新規地区

《桐林地区》
・所在地 千種区桐林町一・二丁目
丸山町一丁目
・認可日 平成二十五年八月二十日
・期間 五年間
《御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区》
・所在地 昭和区御器所三丁目

○自動更新地区

《徳川山町地区》
・所在地 千種区徳川山町1～4丁目
・更新日 平成二十六年三月二日
・期間 十年間
《鳴子町5丁目東地区》
・所在地 緑区鳴子町5丁目
・更新日 平成二十六年五月十八日
・期間 五年間
《徳川一丁目前ノ町地区》
・所在地 東区徳川一丁目
・更新日 平成二十六年六月十六日
・期間 五年間

平成26年度 協議会活動日程予定

活動内容	実施時期
第1回役員会	平成26年4月22日
第19回総会	平成26年5月24日
機関紙づくり(第23号)	平成26年5月～ 平成26年8月
第2回役員会	平成26年7月30日
機関紙の発行(第23号)	平成26年8月
第3回役員会	平成26年10月
勉強会	平成26年9月～ 平成26年11月
第4回役員会	平成26年12月
建築協定PR活動	平成26年11月～ 平成26年12月
第5回役員会	平成27年1月
全地区委員長会議	平成27年3月
第6回役員会	平成27年3月

■更新を迎える地区

(平成二十六年六月末現在)
平成二十六年年度に更新(自動更新)を迎える地区は次の通りです。スムーズに更新手続きを行うために早めの準備を心がけるようにして下さい。

○自動更新地区

《鳴子町4丁目(4組)
5丁目(5・6組)区域》
協定期限 平成二十六年十一月十一日

■隣接地加入状況(平成二十五年度六月から平成二十六年六月)

・みどりヶ丘東地域

一筆

■現在検討中の地区

南区において、新規締結に向けて検討中の地区があります。

事務局より

■事務局の異動のお知らせ

《退任》 武長係長
浅井技師、吉川技師
《新任》 赤尾係長、
大和技師、樋口技師

■新任挨拶

(赤尾係長)

この四月に建築指導課に着任しました赤尾と申します。昨年度までは係の名称が建築指導係でしたが、今年度から市街地建築係と改称されて業務を行っていくことになりました。初めてのことも多く、不慣れな点が多いと思いますが、建築協定によ

るまちづくりがより推進されるよう、各地区及び連絡協議会の役員の方々の下支えをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

■編集後記

今回は役員の変更がおこなわれました。新体制のもとで、建築協定連絡協議会の運営を行っていきます。

本協議会は皆様の温かいご協力により成り立っておりますので、何卒、よろしくお願ひいたします。ご意見、ご要望等ありましたら、お寄せください。

編集委員 鬼頭國二 河村安憲

平成26年度 協議会役員

役職	氏名	地区名等
会長	鬼頭 國二	みどりヶ丘東地域(緑区)
副会長	河本 一郎	鳴海町南荘(緑区)
副会長	榊山 不二夫	滝子町(昭和区)
幹事	河村 安憲	みどりヶ丘北地域(緑区)
幹事	永江 征治	徳川一丁目前ノ町地区(東区)
幹事	加賀 逸雄	桐林地区(千種区)
顧問	伊藤 政行	前名古屋市建築協定連絡協議会会長 味鋺東地区(北区)
顧問	住宅都市局建築指導部長	